

豊橋市人材育成推進宣言企業制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市人材育成推進宣言企業制度の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、市が人材育成の推進を宣言（以下「人材育成推進宣言」という。）した企業（以下「人材育成推進宣言企業」という。）であることを公表等することにより、市内企業における人材育成の推進及び機運の醸成を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 人材育成推進宣言企業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に本社、本店、支店又は事業所等（以下「事業所等」という。）を有する法人又は個人事業主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者とししないものとする。

(1) 過去5年間に、虚偽の申告その他不正な手段により人材育成推進宣言を行った者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) その他市長が適当でないと認めた者

(対象者の単位)

第4条 人材育成推進宣言は、事業所等ごとに行うものとする。

(申請)

第5条 人材育成推進宣言をしようとする対象者は、別表の内容に基づき、豊橋市人材育成推進宣言企業申請書（別紙様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく申請については、あいち電子申請・届出システムにより行うことができる。

(審査等)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときはその内容を速やかに審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査を行い適当と認めた者に対し、人材育成推進宣言書を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定による交付を行う場合において、その目的を達成するために必要と認めたときは、条件を付することができる。

4 第2項に規定する人材育成推進宣言書の有効期間は、同項の規定による交付を受けた日から当該年度の3月末日までとする。

(公表)

第7条 市長は、前条の規定による交付を受けた者の人材育成に関する取組内容（以下「宣言内容」という。）について、市のホームページ等により公表することができるものとする。

(調査)

第8条 市長は、第6条の規定による交付を受けた者に対して、宣言内容等について調査を実施することができる。

(取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による交付の取消しを行うことができる。

(1) 第3条第1項の規定を満たさなくなったとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかの規定に該当することが判明したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表（第5条関係）

区分	取組項目	取組例
1 学びの機運醸成	1-1 経営層によるメッセージ	<ul style="list-style-type: none"> ・経営層が人材育成の重要性を提示し発信する ・経営層が率先して能力・スキル習得に取り組む
	1-2 キャリア形成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に従業員に対し個別面談を実施する ・キャリアコンサルタントを活用する（外部を含む。）
	1-3 能力・スキルの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・職務に必要とされる能力・スキルを明確化する
	1-4 人材戦略・人材育成計画等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の基本方針を作成する
	1-5 管理職（現場リーダー）からのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員が経験を共有する交流の場や情報を提供する ・スキル習得の方向性や目標を従業員と面談して設定する
	1-6 その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の学びの機運醸成の取組を実施する
2 推進体制の整備	2-1 人員体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員が研修で職場を離れても業務に支障が生じないよう人員配置の見直しをする
	2-2 学習時間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・業務効率化やリモートワークを導入する ・教育訓練休暇を導入する ・短時間勤務などの制度を整備する

	2-3 推進担当者・部署の選定	・人材育成を推進する者又は担当部署を選定する
	2-4 継続的な学習への支援	・社内に学ぶ意欲を高めるためのサポート体制を整備する ・他社との交流による学びの意識醸成を図る
	2-5 その他	上記以外の推進体制の整備の取組を実施する
3 能力・スキル習得の促進	3-1 学習に関する情報提供	・従業員に対して講座やセミナーの情報提供をする
	3-2 学習機会の提供	・社内研修や外部研修へ従業員を派遣する ・自主的な勉強会を開催するための支援を行う
	3-3 費用の支援	・資格試験の受験料や講座等の受講料を補助する
	3-4 その他	上記以外の能力・スキル習得の促進に資する取組を実施する
4 能力・スキル活用及び発揮機会の提供	4-1 事業の業務改善	・能力・スキルを身につけた従業員が業務改善に取り組む機会を確保する
	4-2 新規事業等の立ち上げ	・能力・スキルを身につけた従業員を新規事業へ積極的に参加させる
	4-3 配置の転換	・従業員が習得した能力・スキルを業務に活かすことができるよう配置の転換やプロジェクトチームを設置する

	4 - 4 その他	上記以外の能力・スキル活用及び発揮機会の提供に資する取組を実施する
5 能力・スキル活用及び発揮への評価	5 - 1 習得による評価・処遇	・能力・スキルの習得を人事評価に反映させる
	5 - 2 活用・成果による評価・処遇	・業務に関する能力・スキルの活用による成果を報酬・賃金・昇進に反映させる ・能力・スキル習得を行い、成果を出した社員を評価する社内表彰制度を設ける
	5 - 3 その他	上記以外の能力・スキル活用及び発揮への評価に資する取組を実施する
備考 既に取り組んでいる取組項目を3つ以上かつ新たにチャレンジする項目を3つ以上選択すること。ただし、新たにチャレンジする項目については、人材育成推進宣言書の宣言内容として記載すべき内容を最大3つまで具体的に宣言すること。		

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。